

## 税金の滞納は厳しく「処分」します

### 公平な税負担を目指して

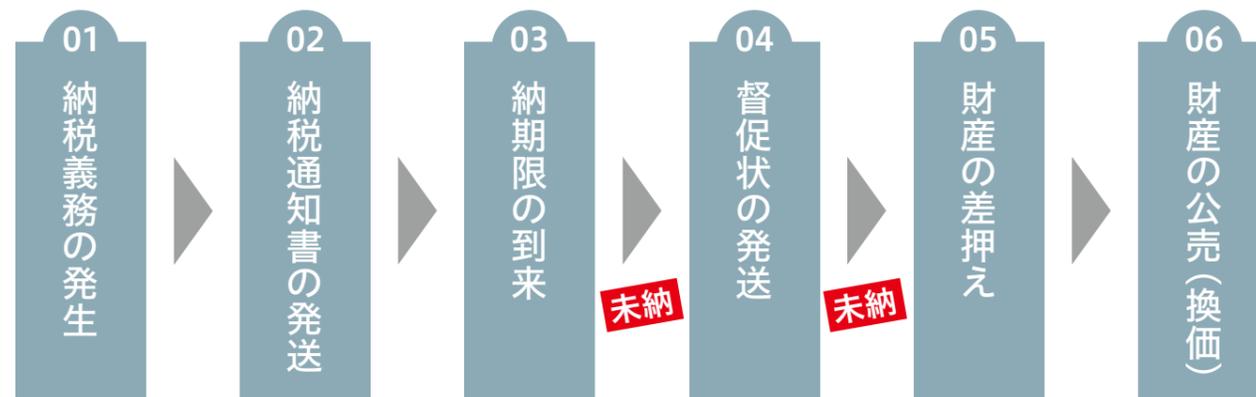
私たちはなぜ税金を負担する義務があるのでしょうか。地方公共団体は、教育の振興、社会福祉の増進、公共インフラ整備などの行政サービスに多くの費用を必要とします。私たちみんながこの費用を負担しあうのが「税金」です。市では、納税の公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を強化しています。



滞納による車両の差押え

### 税滞納による換価の流れ

納期限までに納付がなかった場合は、次のような流れにより処分されます。



### 税金は納期限内の納付を

#### 滞納は大きな損失です

税金を納期限までに納めない場合、延滞金が課せられるなど、いろいろな不利益を受けることになります。また、滞納整理にも多額の費用がかかるため、市全体にとっても大きな損失となります。

#### 財産の差押え

督促状や催告書などで再三にわたり納付をお願いしても納付しない場合は、納期限内に納付した人の公平性を欠くことから、法律に基づき滞納処分（不動産、給与などの差押え）を実施しています。

#### モバイル決済の導入

令和4年5月から、スマートフォンやタブレット端末を使って、市税などを納付できる決済方法が始まりました。詳しくは、広報ひらど4月号や平戸市ホームページをご覧ください。

市税などの税滞納による滞納処分件数

令和元年度 **699**件

令和2年度 **693**件

# 不動産公売



市税などの滞納処分により差し押さえた財産（不動産）について、下記のとおり入札による公売を実施します。

問 税務課総務徴収班 ☎22-9115

## 不動産公売会

- 公売日・受付時間 **7月4日(月)** 午前9時15分～午前10時
- 公売場所 平戸市役所3階会議室AB
- 入札時間・公売方法 午前10時10分～午前10時15分・期日入札
- 買受代金納付期限 7月25日(月) 午前11時

### 当日に必要なもの

- ①買受適格証明書（農地のみ） ②公売保証金 ③身分証明書（運転免許証など） ④印かん
- ⑤委任状（代理人が入札する場合のみ） ⑥法人登記簿（法人のみ）

### 注意事項

- ①地積および床面積は公簿上に記載された面積であり、実測と異なる場合があります。
- ②所有権移転の際には、別途、登録免許税が必要です。
- ③滞納税の納付などで、公売が中止となる場合があります。
- ④入札する際は慎重に検討し、詳しい内容については、事前に税務課総務徴収班にお問い合わせください。

### 公売情報

公売物件についての情報は、平戸市役所本庁、支所・出張所に掲示しているほか、平戸市ホームページでもお知らせしています。

平戸市ホームページ  
公売情報



### 不動産公売公告件数

- ▶令和2年度 延べ **79**件
- ▶令和3年度 延べ **163**件